

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和2年4月1日現在)  
行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の職階		段階
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	
1級	定型的な業務を行う職務	48	5.4	事務員 技術員 保育士 保健師 計	21 11 15 1 48	48	5.4	事務員級
2級	相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	90	10.1	主事 技師 書記 保育士 保健師 看護師 訓練士 社会福祉士 理学療法士 臨床心理士 計	47 9 1 25 3 1 1 1 1 1 90	90	10.1	主事級
3級	(1)副主任及び主査の職務 (2)特に高度の知識又は経験を必要とする職務	290	32.4	主査 書記 保育士 保健師 看護師 助産師 精神保健福祉士 管理栄養士 社会福祉士 作業療法士 教諭 技能主査 給食調理員 用務員 副主任 計	197 3 39 9 1 1 2 5 3 1 1 6 5 17 290	290	32.4	主査級
4級	(1)係長及び主任の職務 (2)前号に準じ、市長が特に指定する者の職務	61	8.8	係長 主任 主任保育士 教諭 主任給食調理員 主任用務員 計	33 12 8 1 6 1 61	61	8.8	係長級
5級	(1)副統括の職務 (2)施設長の職務 (3)統括調整員及び統括技能員の職務 (4)前各号に準じ、市長が特に指定する者の職務	143	16.0	統括調整員 統括技能員 教諭 かしはら安心パーク長 白樺児童センター長 専門官 場長 副統括 計	77 53 1 1 1 4 1 5 143	143	16.0	統括調整員級
6級	(1)課長補佐、所長補佐、館長補佐、 室長補佐、統括及び副主幹の職務 (2)前号に準じ、市長が特に指定する者の職務	136	15.2	課長補佐 室長補佐 所長補佐 局長補佐 指導主事 園長補佐 副主幹 計	104 1 13 2 3 1 12 136	136	15.2	課長補佐級
7級	(1)課長、所長、館長、室長及び主幹の職務 (2)前号に準じ、市長が特に指定する者の職務	80	8.9	課長 室長 園長 所長 主幹 検査技監 指導主事 計	47 1 10 8 5 1 8 80	80	8.9	課長級
8級	(1)危機管理監、部長、局長及び会計管理者並び に副室長、副部長及び副局長並びに法務専門官の 職務 (2)前号に準じ、市長が特に指定する者の職務	47	4.2	部長 局長 副部長 副局長 会計管理者 法務専門官 計	12 6 19 6 1 3 47	47	4.2	部長級
総計		895	100.0					

特定任期付職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	1	16.7	スポーツ振興官	1
2号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	1	16.7	観光振興官	1
3号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	1	16.7	こども官	1
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	2	33.3	生活安全監	1
				特命参与	1
5号給	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	1	16.7	政策統括監	1
6号給	著しく高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合				
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合				
8号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合				
総計		6	100.0		